ブルテン番号 No.2020-GP-006 発行日 2020年9月2日 株式会社サンプロス D1 事業部 D1 JAPAN ORGANIZATION

D1 規則付則-C1 D1 車両規定に関する条文の変更について

標記の件、国際モータースポーツ競技規則 付則 J 項 第 269 条の追加に伴い、D1 規則付則-C1 の内容を一部改正しましたので、下記の通り公示いたします。

変更前

1. 定義

1.3) 許可される、もしくは義務付けられる変更と付加物 FIA および ASN の公認・登録の有無に関わらず、FIA 付則 J 項第 252 条、第 253 条が適用されるものとするが、 本規定で提示される条文については当該条文が優先され、本規定によって明確に許可されていないすべての 改造は禁止される。 許されている改造であっても、 許されていない改造を伴ってはならない。

変更後

1. 定義

1.3) 許可される、もしくは義務付けられる変更と付加物 FIA および ASN の公認・登録の有無に関わらず、FIA 付則 J 項第 252 条、第 253 条、※**第 269 条**が適用されるものとするが、 本規定で提示される条文については当該条文が優先され、本規定によって明確に許可されていないすべての 改造は禁止される。許されている改造であっても、許されていない改造を伴ってはならない。

※第 269 条を追加する。

参考資料

http://jaf-sports.jp/assets/img/regulation/fiaMS_reg-j_ja.pdf

以上